市政ニュース

みよし市議会議員の皆さんを紹介します 議事課 ☎32-8031 **23**34-4549

令和5(2023)年4月30日から4年間、市民の代表として活動していただく みよし市議会議員の皆さんを紹介します。

写真は五十音順で、名前(敬称略)、 年齢(6月1日現在)、在住行政区、 所属政党、当選回数を掲載





伊地田 妙子 54歳 中島 公明党 1回



奥村 祐右 48歳 福谷 無所属 1回



小嶋 立夫 70歳 三好下 無所属 4回



竹谷 明永 59歳 三好下 無所属 1回





塚本 克彦 議長 63歳 新屋 無所属 4回



塚本 道樹 副議長 67歳 莇生 無所属 2回



寺本 弘子 47歳 三好丘 無所属 1回



鳥羽 富士夫 71歳 三好丘あおば 無所属 1回



林 久子 56歳 三好丘あおば 無所属 1回



原口 百合子 62歳 三好丘 無所属 1回



福安 金之助 69歳 黒笹 無所属 3回



藤川 仁司 64歳 東山 無所属 4回



牧田 充生 69歳 莇生 日本共産党 3回



增岡 義弘 65歳 打越 無所属 2回



御国 しおん 32歳 黒笹 日本維新の会 1回



水谷 正邦 41歳 三好上 無所属 4回



水野 隆市 67歳 三好上 無所属 4回



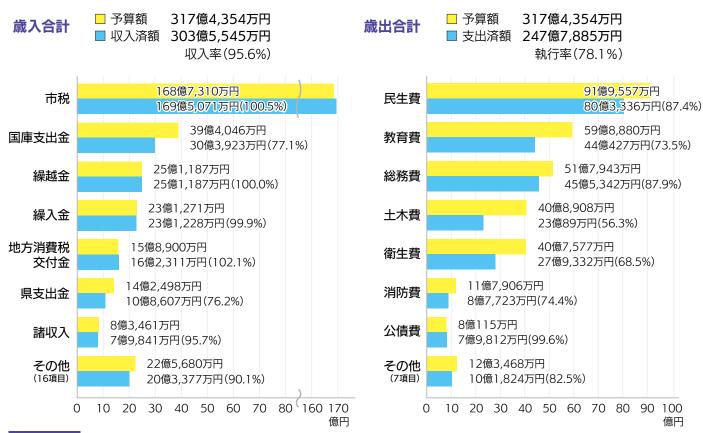
渡邊 郁夫53歳 三好丘旭
無所属 3回

令和4(2022)年度下半期 財政状況の公表

財政課 232-8002 276-5021

市では、市の収入や支出、財産などの状況を市民の皆さんに知っていただき、 市政へのご理解とご協力をお願いするために、毎年上半期と下半期の2回、財 政状況を公表しています。今回は、令和4(2022)年度下半期(令和5(2023)年 3月31日現在)の財政状況をお知らせします。

一般会計



特別会計

区分	予算額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
国民健康保険特別会計	47億2,369万円	45億3,666万円	96.0%	43億4,275万円	91.9%
介護保険特別会計	29億1,757万円	27億4,133万円	94.0%	25億5,698万円	87.6%
後期高齢者医療特別会計	7億6,800万円	7億4,894万円	97.5%	7億541万円	91.9%

下水道事業会計

区分	予算額	収入•支出額	収入•執行率
事業収益	18億8,887万円	17億9,197万円	94.9%
事業費用	19億2,234万円	17億1,577万円	89.3%
資本的収入	5億8,009万円	4億3,998万円	75.8%
資本的支出	8億1,428万円	7億3,367万円	90.1%

病院事業会計

区分	予算額	収入•支出額	収入•執行率
事業収益	31億553万円	31億6,531万円	101.9%
事業費用	32億4,582万円	28億8,274万円	88.8%
資本的収入	2億8,923万円	2億5,297万円	87.5%
資本的支出	3億5,888万円	3億2,082万円	89.4%

市債の状況

一般会計	64億813万円
下水道事業会計	48億8,643万円
病院事業会計	15億991万円

市有財産の状況

土地	355万9,354㎡	一般会計基金	202億1,881万円
建物	22万2,500㎡	特別会計基金	8億9,764万円
有価証券	1億2,522万円		

市政ニュース

後期高齢者医療保険料に関するお知らせ

保険健康課 ☎32-8016 図34-3388 愛知県後期高齢者医療広域連合保険料グループ ☎052-955-1223

令和5(2023)年度の保険料率および保険料賦課限度額は、昨年と同様で下記のとおりです。また均等割額 の軽減対象所得要件について、下表のとおり改定がありました。令和5(2023)年度の保険料額については、 7月中旬に郵送でお知らせします。



●保険料率

●保険料賦課限度額

所得割率 9.57% 49,398円 均等割額

年間保険料 賦課限度額

66万円



保険料の計算方法 年間保険料額=所得割額+均等割額

●均等割額の軽減

世帯主および世帯の被保険者全員の前年の所得合計額	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円以下の世帯 (世帯主と世帯の被保険者に給与所得者等*1が2人以上いる場合… 43万円+〔10万円×(給与所得者等の人数-1)〕以下の世帯)	7割	14,819円/年
43万円+(29万円×世帯の被保険者数)以下の世帯 (世帯主と世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合… 43万円+(29万円×世帯の被保険者数)+(10万円×給与所得者等の人数-1) 以下の世帯)	5割	24,699円/年
43万円+(53.5万円×世帯の被保険者数)以下の世帯 (世帯主と世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合… 43万円+(53.5万円×世帯の被保険者数)+(10万円×給与所得者等の人数- 1)以下の世帯)	2割	39,518円/年

※1…給与所得(給与収入が55万円を超える)または、公的 年金などにかかる所得を有する人(前年の12月31日現在65 歳未満で当該公的年金などの収入金額が60万円を超える、 前年の12月31日現在65歳以上で当該公的年金などの収入 金額が125万円を超える)をいいます。

※前年の12月31日現在65歳以上の人の公的年金所得は、 通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

※世帯主および世帯の被保険者の中に給与所得者等が2人 以上いる場合には、給与所得者等の数の合計数から1を減 じた数に10万円を乗じて得た金額を加えます。

※軽減判定所得金額には、専従者給与は含めず、専従者控 除、長期・短期譲渡所得の特別控除は適用されません。

※収入の状況や世帯の構成によって、基準が異なります。

20歳の集い実行委員の募集

学校教育課 ☎32-8028 🚾34-4379 🖾 kyouiku@city.aichi-miyoshi.lg.jp

令和6(2024)年1月7日(日)に開催する20歳の集いの実 行委員を募集します。

対象平成15(2003)年4月2日~平成16(2004)年4月1日 に生まれた市内在住の人で実行委員会(4回程度)と20 歳の集いに出席できる人

定員 16人

申込申込書(学校教育課で配布、ホームページ からダウンロード可) に必要事項を記入 し、6月13日(火)までに学校教育課へメール、または 直接

国民健康保険税に関するお知らせ 保険健康課 ☎32-8011 234-3388

国民健康保険税の税率・均等割額・平等割額・課税限度額、均等割額・平等割額の軽減について改正します。 改正内容は、下記のとおりです。令和5(2023)年度の税額については、国民健康保険に加入している世帯 主に7月中旬に郵送でお知らせします。



国民健康保険の加入・喪失には届け出が必要です。 詳しくはホームページをご覧ください。

●税率・均等割額・平等割額・課税限度額の改正

区分	計算方法	医療保険分 (全加入者)	後期支援分 (全加入者)	介護保険料 (40~64歳)
所得割額に係る税率	(加入者の前年中所得-43万円)× 税率	6.42% (6.14%)	1.98% (1.71%)	1.82% (1.61%)
均等割額に係る金額	加入者の人数× 金額	27,000円 〔25,500円〕	9,400円 〔8,700円〕	10,400円 (9,700円)
平等割額に係る 金額 (1世帯当たり)	1世帯当たりの 金額	20,000円	5,700円 (5,100円)	5,300円 (5,000円)
課税限度額(最高額)		65万円 〔65万円〕	22万円 〔20万円〕	17万円 〔17万円〕

※〔〕は前年度の数字です。

●均等割額・平等割額の軽減割合

対象者の所得要件(世帯主および加入者の合計所得)	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者など [*] の数-1)以下の世帯	7割
43万円+29万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者などの数-1)以下の世帯	5割
43万円+53.5万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者などの数-1)以下の世帯	2割

※給与収入が55万円を超えている人、65歳未満で公的年金収入が60万円を超えている人、65歳以上で公的年金収入が110万円を超えている人をいいます。

保険税の計算方法

年間保険税額=所得割額+均等割額+平等割額

防災行政無線などを用いた全国一斉伝達訓練 防災安全課 ☎32-8046 図76-5702

●情報伝達訓練

6月7日(水) 11:00~

緊急地震速報伝達訓練

6月15日(木) 10:00~



※全国的な気象状況などにより、訓練を予告なく中止する場合があります。

市政ニュース

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給

こども政策課 232-8034 1276-5103

食費などの物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対して生活 支援を行うため、給付金を支給します。

※なお一部の支給対象者は、5月31日(水)に支給済みです。

■ひとり親世帯

支給対象者

下記の①~③のいずれかに該当する人(右記のひとり親世 帯以外分の給付金が支給済みの人を除く)

- ①令和5(2023)年3月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、 遺族補償など)を受給しており、令和5(2023)年3月分 の児童扶養手当の支給が全額停止されている人(児童扶 養手当受給資格者として認定を受けている人だけでなく 過去に児童扶養手当を申請していれば、令和5(2023) 年3月分の児童扶養手当の支給が全額停止されたと推測 される人で、令和3(2021)年の収入額が収入基準額を 下回る人も対象)
- ③食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど 収入が児童扶養手当を受給している人と同様の事情にあ ると認められる人(児童扶養手当の支給が全額停止されて いる人または給付金の申請期間内にひとり親になった人 で、令和5(2023)年1月以降の任意の1カ月の収入額を 12倍して算出した収入見込額が収入基準額を下回る人) ※②または③について、支給対象者と生計を同一にしてい る扶養義務者などがいる場合は、その扶養義務者などの収 入(見込)額が収入基準額を下回る必要があります。収入基 準額については、ホームページをご覧ください。

申請:

- ①に該当する人…不要(児童扶養手当の受給口座に振り込 み)
- ②または③に該当する人…令和6(2024)年2月29日(木) までに、申請書および収入見込額(所得見込額)の申立書 (ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、 こども政策課へ郵送または直接(支給要件を確認する書 類として申請者などの戸籍謄本、給与明細書などが必要 な場合があります)

支給日

- ①に該当する人…5月31日(水)に支給済み
- ②または③に該当する人…審査後、速やかに支給

給付額 児童1人につき5万円

■ひとり親世帯以外



支給対象者

下記の①または②のいずれかに該当する人(左記のひとり 親世帯分の給付金が支給済みの人を除く)

- ①令和4(2022)年度「低所得の子育て世帯に対する子育て 世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の 子育て世帯分)」の支給対象となった人
- ②①以外の人で、平成17(2005)年4月2日(障がい児の場 合、平成15(2003)年4月2日)~令和6(2024)年2月29 日に出生した児童を養育する父母などであり、食費など の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税均等 割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人 (令和5(2023)年1月以降の任意の1カ月の収入額を12 倍して算出した収入見込額が非課税相当収入限度額を下 回る人)
- ※②について、申請者と配偶者のそれぞれの収入見込額が 非課税相当収入限度額を下回る必要があります。
- ※非課税相当収入限度額については、ホームページをご覧 ください。

申請・

- ①に該当する人…不要(令和4(2022)年度給付金の受給口 座に振り込み)
- ②に該当する人…令和6(2024)年2月29日(木)までに、 申請書および収入見込額(所得見込額)の申立書(ホーム ページからダウンロード可) に必要事項を記入し、こど も政策課へ郵送または直接(支給要件を確認する書類と して令和5(2023)年1月以降の給与明細書、年金支給 額が分かる書類、別居する児童を養育している場合はそ の児童の世帯の住民票などが必要な場合があります)

支給日

- ①に該当する人…5月31日(水)に支給済み
- ②に該当する人…審査後、速やかに支給



太陽光パネル・蓄電池の共同購入参加者を募集します

企画政策課 ゼロカーボン推進室 ☎76-5002 276-5021

電気代高騰でお困りではないですか。市では、多くの人で一緒に太陽光パネル・蓄電池を購入する共同購入キャンペーン「みんなのおうちに太陽光」の参加者を募集します。電気代の削減が期待でき、災害時の電気の確保にも役立ちます。この機会にお得に購入し、ご家庭でできるSDGsに取り組んでみませんか。



参加登録期間 ※延長する場合もあります。 5月25日(木)~9月13日(水)

| みよし みんなのおうちに太陽光 |

検 索

▶参加登録・詳細は専用WEBサイトからご確認を



登録から購入までの流れ



①参加登録

自宅・建物のことを、分かる 範囲で専用WEBサイトから 入力し、参加登録をしてく ださい。



②見積もりを確認

確かな品質の太陽光パネル・蓄電池を最も安く提供できる販売施工業者を、事務局が入札で選定し、見積もりを算定します。



③調査の申し込み

最終見積もりを作成するため、図面や現地で調査をします。

※3,000円の調査費用がかかりますが、購入時の支払い代金に割り当てます。



④購入判断

調査後の最終見積もりで購入の判断をしてください。 ※購入しない場合は、調査 費用の3,000円を返金します。

▶詳細について、参加登録前の人でも無料 で視聴できるオンライン説明会を開催予定 です。お気軽にお問い合わせください。



問合みよし みんなのおうちに太陽光事務局 ☎0120-752-300

受付時間…土・日・祝を除く10:00~18:00

市税などの納期 納税課 ☎32-8051 図32-2585

市税などの納付は便利で安心な口座振替をご利用ください。

※口座振替は市内の指定金融機関へ直接お申し込みください。市外の本支店などで申し込む場合は納税課までご連絡ください。

	(普)…普通徴収
区分	納付期限
市県民税(普)	1期·全期 6月30日
固定資産税•都市計画税	2期 7月31日
国民健康保険税(普)	
後期高齢者医療保険料(普)	1期 7月31日
介護保険料(普)	

みよし市の人口

(令和5(2023)年5月1日現在)

人口 61,384人(+9人)

男性 31,453人(-6人)

女性 29,931人(+15人)

世帯数 25,525世帯(+45世帯)

※()は前月比

名古屋グランパスとのコラボマンホールカードができました

下水道課 232-8022 234-4429

名古屋グランパスとみよし市がコラボして制作したマ ンホール蓋が、マンホールカードになりました。下記の とおり配布しています。

日時月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始を除く9:30

場所ビジターセンター(カリヨンハウス1階)

費用無料(1人につき1枚まで)

※予約、郵送などでの配布は受け付けておりません。

※在庫切れにより配布できない場合もあります。





▲表面

▲裏面

みよし市民病院経営強化プラン2023を策定しました

管理課 市民病院内 ☎33-3300 Ѭ33-3308

市民病院ではこれまで、総務省が示した公立病院の改革ガイドラインに基づき中期経営計画を策定し、継 続して経営改善に取り組んできました。総務省から令和3(2021)年度末に「公立病院経営強化ガイドライ ン」が示されたことに伴い、現行計画を改定し、新たに「みよし市民病院経営強化プラン2023」を策定しま した。その主な内容は次のとおりです。詳しくは、市民病院ホームページをご覧ください。



【計画期間】

令和5(2023)年度~令和9(2027)年度

【市民病院を取り巻く環境】

みよし市は他の自治体と比較して高齢化率が低く、今後の高齢者数の増加によ り、入院患者数、外来患者数が増加していくと見込まれます。みよし市を含む医療 圏^{※1}には急性期機能^{※2}病床が多く、回復期機能^{※3}病床が少ない状況です。

【環境に対応する市民病院の役割とビジョン】

①市民病院の役割

今後高齢者が急増することに伴い、救急医療や専門医療だけでなく病後や日々の 生活を支える医療が必要になります。国が定めた公立病院経営強化ガイドラインに もあるように、市民病院は、中小規模の公立病院として介護保険事業と連携しなが ら、回復期、療養、在宅医療支援拠点としての役割を担っていきます。

②5年先を見据えた経営ビジョン

市民が安心して暮らすために必要な過不足のないコンパクトな医療を提供します。

- ◆市の福祉および介護事業との連携を推進します。
- ◆災害や新興感染症に対応できる機能を保持します。
- ◆医師会と密な連携を図り、在宅医療を推進します。
- ◆高度急性期医療は地域の拠点病院との連携を進めます。
- ◆市民病院と在宅医療の支援に必要な医師と看護師を確保します。

【役割・ビジョンを達成するための取り組み】

入院診療体制、外来診療体制・在宅医療、その他経営改善活動

※1…都道府県が制定する病床 整備のための地域的単位(みよ し市、豊田市)

※2…急性疾患患者、または慢 性疾患が急に悪化した患者など を対象に治療を行う機能

※3…急性期を経過した患者を 対象に、在宅復帰などに向けて 医療やリハビリテーションを提 供する機能

公共施設

マネジメントを考える

Vol.2

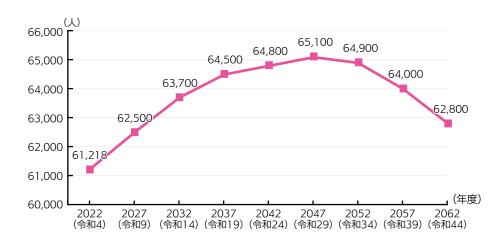
財政課 施設マネジメント推進室 276-5933 M276-5021

このシリーズでは「公共施設マネジメント」の取り組みについて、2カ月ごとの連載形式でお知らせしています。広報みよし4月号掲載のVol.1では、市の過半数の公共施設が建設から既に30年以上経過しており、これらの施設の建て

替えや大規模改修が集中すると、次世代への負担増大を招く恐れがあることを紹介しました。今回のVol.2では、市の今後の人口動向と公共施設の更新にかかる費用についてお知らせします。

今後人口はどうなっていくの?

市では、これまで人口が増加傾向にありましたが、この増加傾向が次第に緩やかになり、いずれ減少に転じることが予測されています。同時に、人口に占める年少人口(0~14歳)および生産年齢人口(15~64歳)の割合が減少していく一方で、老年人口(65歳以上)の割合が増加し、少子高齢化の急速な進行が予測されています。



2 人口減少・少子高齢化の進行と公共施設の関係は?

人口減少は、皆さんが納めている市税などの収入減少につながり、少子高齢化の進行は、福祉・医療などにかかる費用の支出増加につながります。

平成28(2016)年から令和37(2055)年までの40年間の 公共施設の維持費用を試算すると、総額約933億円(1年当 たり約24億円)になり、これは令和5(2023)年度の市の 一般会計予算の約9.2%相当となります。

人口減少による収入減少や、少子高齢化による支出増加 により、既存の公共施設を現在と同規模で維持していくこ とは非常に困難であり、施設の総量を計画的に縮小してい く必要があります。

一度建設した施設は、必ず老朽化していきます。その中で安全に施設を利用してもらうためには、修繕や建て替えを行うことが必要不可欠です。今後、人口減少・少子高齢化社会に突入していく中で、公共施設などの適切な再配置・維持管理を実施していかないと、利用料金の値上げや他の行政サービスの低下など、現在の市民サービスに影響が及ぶだけでなく、次の世代の皆さんにも大きな負担を負わせることになります。

このため、公共施設などの再配置計画策定と総合管理計画の改訂を行うことは、市民の皆さんにとっても大変重要な取り組みとなります。市では令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までの3年間で市

民の皆さんに情報提供を行い ながら見直しを実施していき ますので、ご理解とご協力を お願いします。

